

福祉系高校修学資金

(福祉系高校修学資金返還充当資金)

貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

お問合せ・提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL.043-306-7571 (平日10:00から18:00まで)

FAX.043-306-7576

この手引き及び各様式はホームページからダウンロードできます

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/highschoolstudy/>



目 次

1	制度の概要	2
2	申請から返還免除までの流れ	3
3	申請	4
(1)	貸付対象	4
(2)	連帯保証人	5
(3)	必要書類	5
(4)	申請方法・期限	6
4	貸付	6
(1)	貸付決定・交付	6
5	返還の猶予・免除	7
(1)	返還猶予申請	7
(2)	返還免除申請	9
(3)	届出義務	10
6	返還	10
(1)	返還の要件	10
(2)	返還手続き	11
7	契約解除	11
8	返還猶予・免除の対象となる業務	12
9	よくある質問	20
10	様式・記載例	23

1 制度の概要

(1) 目的

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(3) 貸付対象

福祉系高校に在学し、卒業後、介護福祉士の資格を取得し、県内において介護職員等の業務などに従事しようとする意思のある方です。（詳細は P. 4）

県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校です。

(4) 貸付期間

福祉系高校に在学する期間

(5) 貸付金額

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 修学準備金 | 3 万円以内（入学時に限る） |
| ② 介護実習費 | 3 万円以内（1 年度あたり） |
| ③ 国家試験受験対策費用 | 4 万円以内（1 年度あたり） |
| ④ 就職準備金 | 20 万円以内（卒業時に限る） |
- 無利子で年 1 回交付とします。（詳細は P. 4）

(6) 連帯保証人

申請にあたり連帯保証人を立てる必要があります。（詳細は P. 5）

(7) 返還猶予

返還免除を受けるまでの間、県内において介護職員等の業務などに従事している間は、貸付金の返還を猶予することができます。（詳細は P. 7、P. 12）

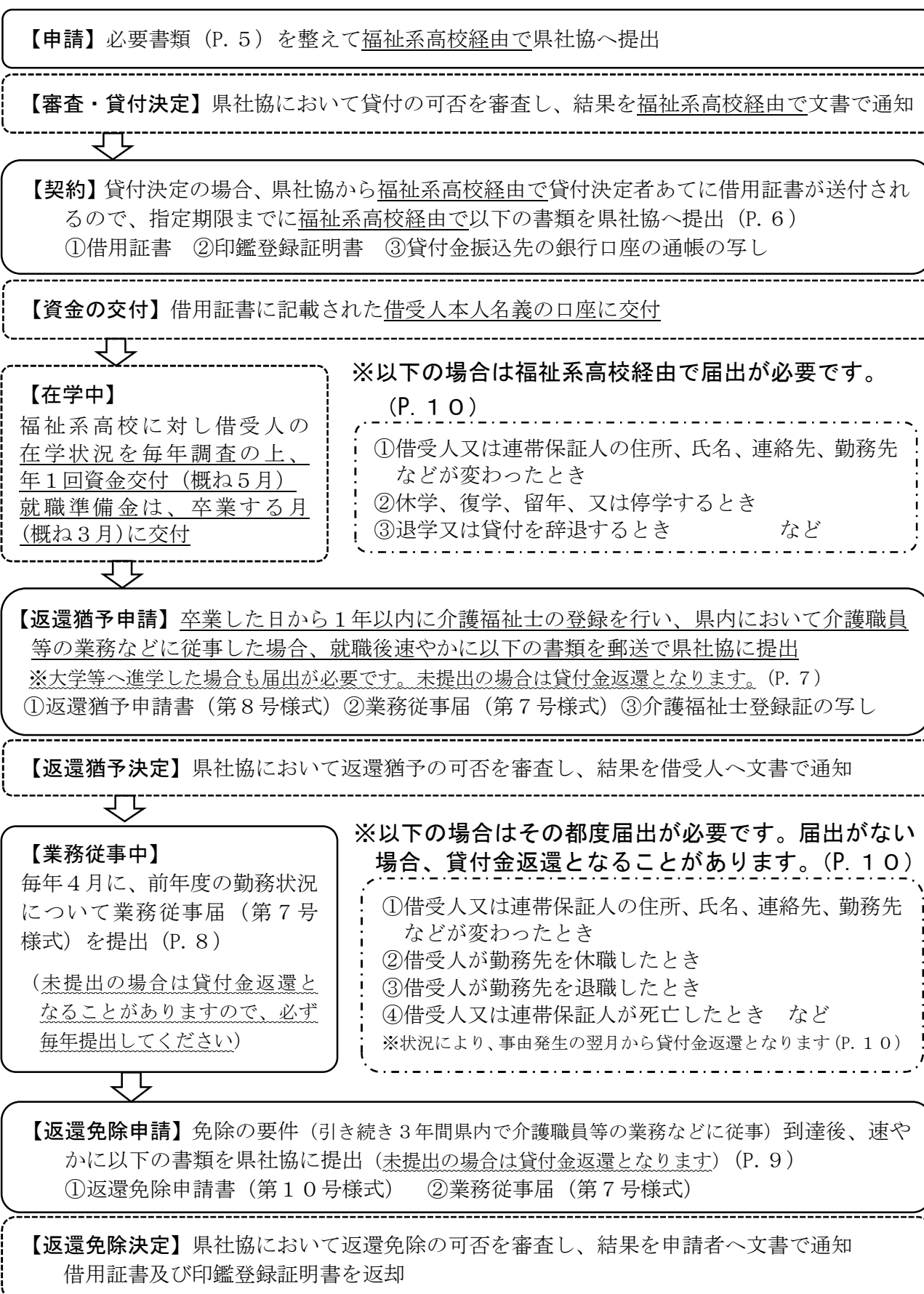
(8) 返還免除

福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務などに 3 年間引き続き従事した場合は、貸付金の返還を免除します。（詳細は P. 9、P. 12）

(9) 返還

貸付契約が解除されたとき、県内において介護職員等の業務などに従事する意思がなくなったとき等、所定の事由に該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。（詳細は P. 10）

2 申請から返還免除までの流れ



3 申請

(1) 貸付対象

ア 貸付対象者

以下の①～④の要件の全てを満たしている方を貸付対象者とします。

- ① 福祉系高校に在学している
- ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護職員等の業務（注1）に3年間引き続き従事する意思がある
(注1)「介護職員等の業務」に該当するかどうかについては、P.12を確認してください。
- ③ 親権者又は後見人の同意が得られている
- ④ 他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用していない、また、使途（入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用）が重複する公的な貸付事業を利用していない

イ 貸付金額及び使途

① 修学準備金 3万円以内（入学時に限る）

介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するにあたって必要な準備経費（授業料、入学金は対象外）

② 介護実習費 3万円以内（1年度あたり）

介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

③ 国家試験受験対策費用 4万円以内（1年度あたり）

福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する、又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料、又は参考図書等の購入費用等

④ 就職準備金 20万円以内（卒業時に限る）

福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

【例1】新入生で、①～④の全てについて上限額で貸付けを受ける場合

1年次：①＋②＋③＝10万円（交付時期は概ね9月）

2年次：②＋③＝7万円（交付時期は概ね5月）

3年次：②＋③＝7万円（交付時期は概ね5月）④＝20万円（交付時期は概ね3月）

貸付申請額（借用金額）44万円

【例2】1年次は借りなかったが、2年次から②～④について上限額で貸付けを受ける場合

2年次：②＋③＝7万円（交付時期は概ね9月）

3年次：②＋③＝7万円（交付時期は概ね5月）④＝20万円（交付時期は概ね3月）

貸付申請額（借用金額）34万円

(2) 連帯保証人

以下の要件を満たす連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）とします。

法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がない場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

借受人が返還できない場合は、連帯保証人に返還していただくこととなります。

以下の要件を全て満たしていること

① 日本国内に居住する成年である

② 申請日において75歳以下である

③ 年収150万円以上を有する

※源泉徴収票、確定申告書等の所得金額にて判断します

④ 無収入や生活保護受給者等ではなく保証能力がある

⑤ 日本国籍又は永住者の在留資格若しくは特別永住者等である

⑥ 千葉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の借受人及び保証人になっていない

※ 連帯保証人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人との関係が変化したり、関係がなくなったとしても、連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご留意ください。（連帯保証人を変更することはできません。）

(3) 必要書類

以下の書類をすべて揃えて、福祉系高校に提出してください。県社協へ直接提出することはできません。

	必要書類	申請者	連帯保証人
1	福祉系高校修学資金貸付申請書（第1号様式）	◎	◎
2	住民票（世帯全員分・個人番号未記載・発行から3か月以内の原本） ※借受人と連帯保証人が同一世帯の場合は1通で可	◎	◎
3	個人情報の取扱いについて	◎	◎
4	誓約書（県外に住所のある申請者のみ）	◎	
5	顔写真付き身分証明書の写し （学生証、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	◎	◎
6	直近の所得金額を証する書類 （源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し等）		◎
7	在留カードの写し 表裏両面（日本国籍を有していない方のみ）	◎	◎

福祉系高校は、推薦状（第2号様式）を作成し、上記書類と併せて県社協へ提出してください。

(4) 申請方法・期限

ア 令和5年度の申請期間は、令和5年5月1日～6月30日です。(県社協必着)
申請期間を過ぎた申請は受付不可とします。

福祉系高校への提出期限は、高校へ確認してください。

イ 貸付申請書は福祉系高校より入手、又は県社協福祉人材センター
ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.chibakenshakyo.net/loan/highschoolstudy/>



注意事項

- ・記載内容を訂正する場合は、修正テープや修正液を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押印してください。
- ・消せるボールペン等で記入しないでください。

※不備がある場合は申請書を返却し、再度作成・提出していただく場合があります。

4 貸付

(1) 貸付決定・交付

ア 審査の上貸付の可否を決定し、福祉系高校経由で、申請者、連帯保証人及び高校あてに文書で通知します。

貸付決定の場合は、借用証書により貸付契約を締結します。

なお、借用証書ほか以下の①～③については、通知文書に記載された指定期限までに福祉系高校経由で提出してください。

① 借用証書

- ・借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ自署・実印を押印してください。
※借受人が未成年（18歳未満）の場合、借受人の押印は実印でなくて結構です。
その場合、印鑑登録証明書は不要です。
- ・収入印紙を貼付し消印を押してください。
(10万円以下は200円、10万円超44万円以下は400円)

② 印鑑登録証明書

(借用証書に押印した印鑑(実印)について証明書が必要です。)

③ 貸付金の振込先口座の通帳の写し

(借受人名義の口座で、金融機関名、支店名、口座名義人氏名が記載されたページ)

イ 貸付金は、契約書類受領後、借受人名義の口座へ交付します。交付は年1回で、交付時期は以下のとおりです。(P.4参照)

1年次(1回目): 概ね9月(修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用)

2年次(2回目): 概ね5月(介護実習費、国家試験受験対策費用)

3年次(3回目): 概ね5月(介護実習費、国家試験受験対策費用)

卒業月=概ね3月(就職準備金) ※卒業見込確認後に交付

5 返還の猶予・免除

(1) 返還猶予申請

次の①～⑤のいずれかに該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、その事由が継続する期間、貸付金の返還債務の履行を猶予します。

また、⑥に該当する場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金（以下「返還充当資金」という。）貸付事業に移行することとなります。

返還猶予の申請は、就職（又は進学等）してから1か月以内に、必ず提出してください。未提出の場合は返還となりますのでご注意ください。

その後も、被災、心身の故障、休職、退職し求職活動中などの事情が生じた場合は、その都度猶予申請が必要です。申請が行われない場合及び申請内容が認められない場合は、返還となります。

① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護職員等の業務（注1）に従事しているとき

（注1）「介護職員等の業務」に該当するかどうかについては、P. 12を確認してください。

※県内で介護職員等の業務に従事した後に、本人の意思によらず人事異動等により県外等へ配属となった場合には、それらの事業所も含みます。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※求職活動をしている場合や、妊娠・出産に伴い産前産後・育児休暇を取得した場合は、やむを得ない事由として、一定期間の返還猶予ができます。ただし、求職活動による猶予は最大1年間とします。

③ 貸付契約を解除された後も引き続き貸付を受けた福祉系高校に在学しているとき

④ 次年度の国家試験に合格する意思があると認められるとき

（福祉系高校卒業年次の翌々年度まで）

※国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

※大学等へ進学した場合も、福祉系高校卒業年次の翌々年度まで限りとなります。

⑤ 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合

※大学等入学時に下記申請書類及び在学証明書等を提出し、また在学期間中は毎年4月に業務従事届と在学証明書等を提出してください。

この場合、上記①及び下記⑥について「福祉系高校等を卒業した日」を「大学等を卒業した日」と読み替えることとします。

⑥ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務ではなく、他の福祉分野の業務（注2）に従事した場合

（注2）該当する業務については、P. 12を確認してください。

※この場合は「福祉系高校修学資金」から「返還充当資金」に貸付けを移行し、その旨を借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。

※移行は1人1回限りで、移行後に福祉系高校修学資金に再移行することはできません。

申請書類

① P. 7の①～⑤に該当するときは、以下の a ～ d の書類を全て提出してください。

- a 返還猶予申請書（第 8 号様式）（様式及び記載例は P. 39 ～ 40）
- b 業務従事届（第 7 号様式）（様式及び記載例は P. 35 ～ 38）
- c 介護福祉士登録証の写し（①の場合で就職後の初回申請時のみ必要です）
- d 申請理由を確認するための書類

申請理由（P. 7 参照）	必要書類
①業務従事中	介護福祉士登録証の写し（就職後初回申請時のみ）
②災害	罹災証明書
②産休、育休	母子手帳の写し
②疾病、負傷	医師の診断書
④再受験の意思があるとき	不合格証の写し
③⑤高校又は大学等在学中	学校が発行する在学証明書、成績証明書
②求職活動中	（添付書類は不要です）

提出された書類審査の上返還猶予の可否を決定し、借受人に文書で通知します。

【留意事項】

- ・ 介護職員等の業務従事中は毎年 4 月に業務従事届（第 8 号様式）を提出してください。
（前年度の業務状況を証明するため、4 月に提出してください）
- ・ 返還猶予期間中に退職し他の介護保険サービス事業所に転職した場合は、住所・氏名・勤務先等変更届（第 3 号様式）及び業務従事届（第 7 号様式）を速やかに提出してください。
この場合、前の職場と現在の職場の両方について、業務従事届を提出する必要があります。
- ・ 介護保険サービス以外の福祉分野の事業所又は施設へ転職した場合は、下記 B のとおり返還充当資金へ移行しますが、それ以外の業種や県外への転職、退職した場合は返還となります。

② P. 7の⑥に該当するときは、A Bそれぞれの事情に応じて、以下の a ～ c の書類を全て提出してください。

A 最初の就職先が介護職員等の業務でなく、他の福祉分野の業務であるとき

- a 業務従事届（第 7 号様式）
- b 介護福祉士登録証の写し

※ 返還充当資金への移行について審査の上、借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。決定通知書を受領後、1 か月以内に以下の書類を提出してください。未提出の場合は返還となりますのでご注意ください。

- c 返還猶予申請書（第 40 号様式）

B 当初は介護職員等の業務に従事しており P. 7の①の事由で返還猶予申請・承認済だったが、転職により、他の福祉分野の業務に従事することとなったとき

- a 住所・氏名・勤務先等変更届（第 3 号様式）

b 業務従事届（第7号様式） 転職前・転職後の両方必要です。

※ 返還充当資金への移行について審査の上、借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。決定通知書を受領後、1か月以内に以下の書類を提出してください。未提出の場合は返還となりますのでご注意ください。

c 返還猶予申請書（第40号様式）

【留意事項】 返還充当資金へ移行した後は、届出等の様式が変わります！

- ・返還充当資金へ移行した場合、借用証書は福祉系高校修学資金貸付の借用証書をそのまま使用します。
- ・返還免除に必要な業務従事期間は3年間で変わりなく、また毎年4月に業務従事届を提出いただくことも変わりませんが、変更届、業務従事届、返還免除申請書等の様式が変わります。

この手引き本文に記載の様式番号は、福祉系高校修学資金の様式番号です。

返還充当資金に移行した方は、P. 23以降の様式をご確認いただき、届出の際に間違いのないようご注意ください。

（2）返還免除申請

次のいずれかの事由に該当することについて申請があり、県社協会長が認めるときは、貸付金の返還債務を免除します。

- ・借受人が福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において3年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき
- ・介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき

【留意事項】

- ・「3年の間」とは、在職期間が通算1,095日以上、かつ業務従事日数が540日以上とします。
- ・法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、勤務先の所在地が県外であっても上記の期間に算入します。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事できない期間が生じた場合（前記5（1）の返還猶予が認められている場合）は、上記の期間には算入しないものとしませんが、引き続き介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱います。

ア 申請書類

- ① 返還免除申請書（第10号様式）（様式はP. 42）
- ② 業務従事届（第7号様式）（様式及び記載例はP. 35～38）

イ 申請書類を審査の上返還免除の可否を決定し、借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。免除決定の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を返還します。

(3) 届出義務

借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が発生した場合は、速やかに県社協へ届出が必要です。

届出がない場合、借受人及び連帯保証人あてに文書・電話で提出依頼を行うほか、貸付金を返還いただく場合がありますのでご注意ください。

ア 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき

- ① 住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）（様式はP. 32）
- ② 変更を確認するための書類
 - ・ 住所変更の場合……住民票（3か月以内に発行された原本）
 - ・ 氏名変更の場合……戸籍謄本・抄本（3か月以内に発行された原本）
 - ・ 勤務先変更の場合……新旧両方の勤務先の業務従事届（第7号様式）

※介護保険サービス事業所以外の勤務先へ変更の場合はP. 8をご確認ください。

イ 休学、復学、留年、転学、停学したとき

- ① 休学等届（第5号様式）

※ 借受人が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度分の修学資金の貸付けを行いません。

ウ 退学したとき、貸付を辞退するとき

- ① 休学等届（第5号様式）（様式はP. 33）
- ② （貸付金の交付を受けている場合）返還届（第9号様式）（様式はP. 41）

エ 借受人が死亡したとき（親族又は連帯保証人は、借受人死亡届（第6号様式）に事実を確認できる書面（除籍証明書又は死亡診断書の写し）を添えて届け出てください）

6 返還

(1) 返還の要件

借受人が次のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約を解除されたとき（次章「7 契約解除」参照）

イ 福祉系高校卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき

ウ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内において介護職員等の業務など（P. 12の業務）に従事しなかったとき

エ 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

（県外への転職、他の業種・職種（P. 12以外の業種・職種）へ転職したときを指します）

オ 介護職員等の業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなかったとき

(2) 返還手続き

ア 提出書類

- ・返還届（第9号様式）を速やかに提出してください。（様式はP. 41）
- ・返還開始時期は、上記6（1）ア～オの事由が発生した翌月からとなります。
返還届の提出が遅れた場合であっても、事由発生翌月から返還開始となるため、
延滞金が発生する場合があります。ご注意ください。
- ・所定の期限までに返還届が提出されない場合は、貸付金を一括で返還していただく場合があります。

イ 返還方法

- ・返還は、月賦、半年賦の均等払い、一括のいずれかとなります。
- ・返還期間内に返還が完了しない場合は、延滞元金に対し、年3%の延滞利子を徴収します。

7 契約解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。契約解除された場合は、上記「6 返還」のとおり貸付金を返還していただきます。

ア 借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その契約を解除します。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

イ 借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除します。

8 返還猶予・免除の対象となる業務

(1) 福祉系高校修学資金貸付金の返還免除対象となる「介護職員等の業務」

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業所（同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である方をいいます。

「介護職員等の業務」には、相談業務、施設長業務は含まれません。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

サービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付金の返還免除対象となる業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲を除いた業務。

具体的には次の業務です。（詳細は次ページ以降の別表1及び2を参照）

- ・ 介護保険サービス事業所における相談業務や施設長の業務
- ・ 介護保険サービス以外の福祉分野（障害福祉分野、児童福祉分野等）の事業所又は施設における介護業務（直接支援）や相談業務、施設長の業務

社会福祉士（相談援助の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1-1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員
1-2	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、保育士
1-3	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員
1-4	児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
1-5	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る）	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員
1-6	児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
1-7	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
1-8	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
1-9	障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く）	児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）、訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）、指導員
1-10	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1-11	病院、診療所	退院後生活環境相談員又は 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保護医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
1-12	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1-13	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1-14	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定士
1-15	救護施設、更生施設	生活指導員
1-16	福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事（老人福祉指導主事）、現業を行う所員（現業員）、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1-17	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
1-18	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1-19	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
1-20	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム（都市型含む）	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員
1-21	母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員
1-22	介護保険施設	生活相談員、介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員
1-23	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

No.	免除対象施設等	職 種
1-24	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
1-25	地域活動支援センター	指導員
1-26	福祉ホーム	管理人
1-27	障害福祉サービス事業	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
1-28	一般相談支援事業	相談支援専門員
1-29	特定相談支援事業	相談支援専門員
2-1	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	指導員
2-2	乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
2-3	有料老人ホーム	生活相談員
2-4	指定特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
2-5	身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
2-6	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
2-7	知的障害者援護施設	生活支援員
2-8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2-9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2-10	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領5（１）に規定する専門員、相談援助業務を行っている職員
2-11	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱2に規定する福祉活動専門員、相談援助を行っている職員
2-12	児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-13	児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関	児童指導員、保育士
2-14	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
2-15	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
2-16	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
2-17	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
2-18	更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
2-19	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
2-20	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
2-21	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員

No.	免除対象施設	職 種
2-22	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談援助業務を行っている職員
2-23	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
2-24	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-25	利用者支援事業実施要綱に基づく利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-26	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
2-27	就業支援専門員配置等事業を行っている施設	就業支援専門員
2-28	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員、保育士
2-29	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
2-30	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-31	障害福祉サービスのうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
2-32	整備法（※）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員、保育士 ※障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
2-33	整備法（※）第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
2-34	—	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定 相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定する相談支援専門員
2-35	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-36	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2-37	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-38	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
2-39	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2-40	アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）

No.	免除対象施設等	職 種
2-41	指定通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	生活相談員
2-42	指定通所リハビリテーション、指定介護 予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員
2-43	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 を行う施設	オペレーター
2-44	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2-45	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防 認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
2-46	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護、指定認知 症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
2-47	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
2-48	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2-49	介護予防支援事業を行っている事業所、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2-50	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
2-51	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
2-52	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2-53	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2-54	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-55	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、相談援助業務を行っている専任の職員
2-56	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-57	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2-58	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2-59	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-60	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2-61	「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」別添1に基づく自立相談支援機関、同通知別添4に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員

No.	免除対象施設等	職 種
2-62	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員
2-63	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2-64	発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
2-65	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2-66	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
2-67	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって職場適応援助を行っている者
2-68	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第27条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
2-69	雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
2-70	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員
2-71	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター
2-72	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2-73	難病相談支援センター	難病相談支援員
2-74	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
2-75	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
2-76	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-77	地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
2-78	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
2-79	成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
2-80	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
2-81	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
2-82	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
2-83	「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
2-84	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
2-85	日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
2-86	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
2-87	施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記1～86までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

別表 2

介護福祉士（介護等の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援、共同生活援助、療養介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、第一号訪問事業	訪問介護員等
9	指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護	主たる業務が介護等の業務である者
10	指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、第一号通所事業を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
11	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
14	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
15	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従事者
16	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従事者
17	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
18	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
19	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
20	指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームを除く）	介護職員
21	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
23	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟、又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
24	介護医療院	主たる業務が介護等の業務である者
25	「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
26	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
27	訪問看護事業所	看護の補助の業務に従事する者のうち、主たる業務が介護等の業務である者

No.	免除対象施設等	職 種
28	国立ハンセン病療養所等	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
29	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
30	労災特別介護施設	介護職員
31	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、理学療法及び作業療法、言語療法等担当職員を除く）
32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
34	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
35	移動支援事業、日中一時支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
36	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
38	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
40	—	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

9 よくある質問

(1) 貸付申請

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか。また、福祉系高校はどのように探したらよいでしょうか。

A 1 福祉系高校入学後、在学している高校を通じて千葉県社会福祉協議会にお申し込みください。千葉県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校です。
個人から直接県社協へ申請することはできません。

Q 2 福祉系高校の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか。

A 2 入学前に修学資金を申し込むことはできません。

Q 3 対象者について、世帯の収入要件はありますか。

A 3 世帯の収入要件はありません。ただし、連帯保証人となる方の条件は、年収150万円以上です。(個人事業主や年金受給者等は所得金額150万円以上)

(2) 貸付金額

Q 1 貸付金額には上限がありますが、上限額で申し込むということですか。

A 1 修学資金は給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人やご家族と相談の上、必要な額をお申し込みください。ただし、申請後に増額することはできません。必要額が分からない場合は、必要と見込まれる額を申請し適切に使用してください。なお、申請時は必要ありませんが、実際に貸付金を使用した際は、レシートや領収書をお手元に保管してください。

Q 2 2年生で申し込む場合でも、修学準備金の申請はできますか。

A 2 過年度分を借りることはできません。修学準備金は入学した年度のみ対象となりますので、2年生で申請する方は修学準備金の申請はできません。(具体例はP. 4をご確認ください。)

(3) 貸付金の送金

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどういう形で送金されますか。

A 2 初年度は初年度分を9月以降、指定の口座に送金する予定です。次年度以降は5月に当該年度分を送金予定としています。(詳細はP. 6をご確認ください。)

(4) 貸付金の返還

Q 1 福祉系高校卒業後に3年間介護職員等の業務に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか。

A 1 返還については、P. 10をご確認ください。

Q 2 返還決定した後に計画とおりに返済しなかった場合は、どのようなになりますか。

A 1 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

(5) 福祉系高校卒業後の手続き

Q 1 国家試験に合格しましたが、卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか。

A 1 資格の登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。また、合格後1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 国家試験に不合格だった場合はどうなりますか。

A 2 国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。※大学等へ進学した場合も、福祉系高校卒業年次の翌々年度までです。

Q 3 業務従事届は毎年提出する必要がありますか。

A 3 業務従事届は就職した月と、その後、借り受けた修学資金に係る債務が消滅するまで毎年4月に提出してください。提出がない場合には、返還猶予の対象となるか確認できないため貸付金を返還していただく場合があります。

Q 4 ダブルワークで介護職員等の業務に従事しています。同じ日に2か所の事業所で勤務した場合、勤務日数を2日と数えることはできますか。

A 4 勤務日が重複している場合は1日となります。2日と数えることはできません。

Q 5 介護職員等の業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか。

A 5 次の仕事が決まっている場合には、住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届（第7号様式）を提出してください。

次の仕事が未定で就職活動をする場合には返還猶予申請書（第8号様式）及び退職前の勤務先の業務従事届（第7号様式）により返還猶予申請をしてください。

なお、介護職員等の業務に就く意思がない場合は、貸付金を返還いただくこととなります。退職までの従事状況を確認するため業務従事届（第7号様式）及び返還届（第9号様式）を提出してください。

Q 6 介護職員等の業務に2年間従事したあと退職した場合はどうなりますか。

A 6 退職後、返還免除対象業務（P. 12参照）以外へ転職した場合は全額返還となります。ただ、退職後も返還免除対象業務へ転職する場合には、前記Q5のとおり県社協に届け出れば返還を猶予することができます。

Q 7 転職の際、再就職までに時間がかかってしまった場合はどうなりますか。

A 7 1か月以上期間が開いた場合は、免除到達までの期間もその分（1か月間）伸びることとなります。なお、就職活動による猶予は最大1年間とし、1年以内に再就職できなかった場合は全額返還となります。

Q 8 介護職員等の業務から、障害福祉サービスの事業所に転職しました。どのような手続きが必要ですか。

A 8 貸付けが「福祉系高校修学資金」から「福祉系高校修学資金返還充当資金（返還充当資金）」に移行することとなります。

住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届（第7号様式）を提出してください。

提出書類の内容を県社協で確認し、返還充当資金への移行について借受人及び連帯保証人あてに文書で通知します。

文書受領後、返還充当資金返還猶予申請書（第40号様式）を提出してください。この手続きを行うことにより、返還猶予が継続されます。

（詳細はP. 8をご確認ください。）

Q 9 大学進学した場合、大学在学中にアルバイトで介護の仕事をした際は、免除期間に算入できますか。

A 9 できません。免除期間は、大学を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。

Q 10 夜間の専門学校へ進学した場合、昼間介護の仕事をした際は、免除期間に算入できますか。

A 10 できません。免除期間は、専門学校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。

Q 11 3年生から貸付を受けた場合でも、従事期間は3年間必要ですか。

A 11 貸付を受けた期間に関わらず、返還免除には3年間の従事が必要です。

10 様式・記載例

福祉系高校修学資金

使用するとき	様式番号	様式名	ページ
貸付申請するとき	第1号様式	福祉系高校修学資金 貸付申請書	24
		(記載例)	26
貸付申請するとき		個人情報の取扱いについて	28
県外在住者が申請するとき		誓約書	30
貸付申請するとき	第2号様式	推薦状 (福祉系高校が作成)	31
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先・勤務先等の変更があったとき	第3号様式	住所・氏名・勤務先等変更届	32
貸付契約するとき	第4号様式	福祉系高校修学資金 借用証書	—
休学、復学、留年、停学、退学するとき、貸付けを辞退するとき	第5号様式	休学等届	33
借受人が死亡したとき	第6号様式	借受人死亡届	34
・返還猶予の申請をするとき ・毎年の従事状況を報告するとき ・勤務先の変更があったとき ・休職又は退職したとき ・返還免除の申請をするとき	第7号様式	業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)	35
		(記載例)	37
返還猶予の申請をするとき	第8号様式	福祉系高校修学資金 貸付金返還猶予申請書	39
		(記載例)	40
・貸付辞退するとき ・貸付金を返還するとき	第9号様式	福祉系高校修学資金 貸付金返還届	41
返還免除の申請をするとき	第10号様式	介護分野就職支援金 貸付金返還免除申請書	42
振込口座を変更するとき	第11号様式	振込口座変更申請書	43

福祉系高校修学資金返還充当資金

使用するとき	様式番号	様式名	ページ
借受人及び連帯保証人の住所・氏名・連絡先・勤務先等の変更があったとき	第36号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金 (以下「返還充当資金」という。) 住所・氏名・勤務先等変更届	44
貸付辞退するとき	第37号様式	返還充当資金 辞退届	45
借受人が死亡したとき	第38号様式	返還充当資金 借受人死亡届	46
・返還猶予の申請をするとき ・毎年の従事状況を報告するとき ・勤務先の変更があったとき ・休職又は退職したとき ・返還免除の申請をするとき	第39号様式	返還充当資金 業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)	47
返還猶予の申請をするとき	第40号様式	返還充当資金 返還猶予申請書	49
貸付金を返還するとき	第41号様式	返還充当資金 返還届	50
返還免除の申請をするとき	第42号様式	返還充当資金 返還免除申請書	51

第1号様式

(申請希望者⇒高等学校⇒県社協)

福祉系高校修学資金貸付申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり福祉系高校修学資金を借り入れたく申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

申 込 年 月 日	令和 年 月 日	顔写真貼付 縦4センチ×横3センチ 6カ月以内に撮影 正面を向き脱帽 背景や影がない 鮮明な写真	
※①県社協記入欄			
貸付コード番号	貸付開始年月日	令和 年 月	
高 等 学 校	高 等 学 校 名		
	学 科 コ ー ス 名		
	入 学 年 月	年 月	第 学年 卒業予定年月 年 月
フ リ ガ ナ		男・女	生 年 月 日 □昭和 年 月 日 □平成 (西暦 年) (歳)
申 請 者 氏 名	(印)		
現 住 所	〒 ー	電 話	ー ー
		携 帯	ー ー
本 人 の 履 歴	学 歴		職 歴
	卒 年 月	中学校	年 月
	年 月		年 月
	年 月		
借 用 を 希 望 す る 期 間 と 金 額	借用希望期間： 年 月から 年 月まで		
	① 修学準備金	入学年	円 (3万円以内) (入学金、授業料を除く)
	② 介護実習費	1 学年	円 (3万円以内)
		2 学年	円 (3万円以内)
		3 学年	円 (3万円以内) ②合計 円
	③ 国家試験受験対策費用	1 学年	円 (4万円以内)
		2 学年	円 (4万円以内)
		3 学年	円 (4万円以内) ③合計 円
	④ 就職準備金	卒業年	円 (20万円以内)
(総額①+②+③+④)			円
卒 業 後 の 希 望 就 職 先 ※②	第一希望		第二希望
他 の 貸 付 金 ・ 奨 学 金 等 の 利 用 状 況	☐ なし ☐ あり 【名称】 () 【現在の状況】 ☐ 申請中 ☐ 利用中 ☐ 返済中 ☐ その他 () ※他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している場合、また、使途(入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付事業を利用している場合については、併用が出来ません。		

(備考) ※①…※印の欄には記入しないこと。 ※②…卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。

※③…□には該当するものに✓を入れること。

借入理由							
世帯状況と収入	No.	氏名	続柄	年齢	職業（勤務先・学校）	平均月収（手取り）	備考
	1		本人	歳		円	
	2			歳		円	
	3			歳		円	
	4			歳		円	
	5			歳		円	
	6			歳		円	

上記の申請に対し、連帯して福祉系高校修学資金の債務を保証します。
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
なお、卒業後の従業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

申込年月日

令和 年 月 日

連帯保証人	フリガナ		男・女	生年月日	□昭和 年 月 日 □平成 (西暦 年) (歳)		
	氏名						
	本人との関係						
	住所		〒	—	電話	— —	
					携帯	— —	
	勤務先等	名称					
		所在地	〒	—	電話	()	
	年収（税込額）		円	雇用形態	□正規 □臨時 □パート □その他 ()		
備考							

(申請者が未成年の場合は親権者（連帯保証人が父親の場合は母親）又は後見人の同意を得ること。)

同意書

申請者が福祉系高校修学資金の貸付を申請することについて同意します。

令和 年 月 日

親権者又は後見人
住所
氏 名

申請者との続柄

添付書類	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
	☐	住民票（※発行してから3か月以内のもの。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可）	◎	◎
	☐	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
	☐	誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）	◎	
	☐	顔写真付き身分証明書の写し（パスポート、学生証等）	◎	◎
	☐	直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）		◎

- ※1 本制度は給付ではなく貸付です。御家族の方や高等学校の先生方とよく相談したうえで申請するか決定してください。
 ※2 本申請書及び提出書類等に不備や記入漏れ等がある場合は、審査を行うことができませんので御了承ください。
 ※3 必ず黒のボールペンを使用し、自筆で丁寧に記入してください。(消えないボールペンを使用)

第1号様式

(申請希望者→高等学校→県社協)

福祉系高校修学資金貸付申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり福祉系高校修学資金を借り入れたく申請します。
 また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。
 なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

申込年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	顔写真貼付 縦4センチ×横3センチ
		6カ月以内に撮影 正面を向き脱帽 背景や影がない 鮮明な写真

※①県社協記入欄			
貸付コード番号	貸付開始年月日		令和 年 月
高等学校	校名	〇〇〇〇高等学校	
学科コース名	〇〇〇〇課程		
入学年月	〇〇年 〇〇月	第 〇学年	卒業予定年月 〇〇年 〇〇月
フリガナ	シヤキョウ サチコ		
申請者氏名	社協 幸子	男・女	〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇〇 歳)
現住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県A市B町1-2-3 〇〇〇〇マンション〇〇〇		
本人の履歴	学歴	職歴	
	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇〇〇〇〇〇〇 中学校卒	〇〇年〇〇月 〇〇7月 〇〇勤務(週3個)	
	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇〇〇〇〇〇〇 高校入学	年 月	
利用希望期間	〇〇〇〇 年 〇〇 月から 〇〇〇〇 年 〇〇 月		
修学準備金	入学年	〇〇, 〇〇〇 円 (3万円以内) (入学金、授業料を除く)	
介護実習費	1学年	〇〇, 〇〇〇 円 (3万円以内)	
	2学年	〇〇, 〇〇〇 円 (3万円以内)	
	3学年	〇〇, 〇〇〇 円 (3万円以内)	②合計 〇〇, 〇〇〇 円
期間と金額	③ 国家試験受験対策費用	1学年 〇〇, 〇〇〇 円 (4万円以内)	
		2学年 〇〇, 〇〇〇 円 (4万円以内)	
		3学年 〇〇, 〇〇〇 円 (4万円以内)	③合計 〇〇〇, 〇〇〇 円
	④ 就職準備金	卒業年 〇〇〇, 〇〇〇 円 (20万円以内)	
	(総額①+②+③+④)	〇〇〇, 〇〇〇	千葉県内の希望就職先を記入してください。
卒業後の希望就職先	第一希望	千葉県内の特別養護老人ホーム	第二希望 千葉県内の養護老人ホーム
他の貸付金・奨学金等の利用状況	☐ なし ☐ あり [名称] ([現在の状況] ☐ 申請中 ☐ 利用中 ☐ 返済中 ☐ その他 (※他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している場合、また、使途(入学金を除く)する費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付事業を利用している場合について		

(備考) ※①…※印の欄には記入しないこと。 ※②…卒業後の希望就職先欄には施設の種別等を記入すること。

(備考) ※③…□には該当するものに✓を入れること。

修学生本人が自筆で記入すること

修学生本人が自筆で記入すること

修学生本人が自筆で記入すること

修学生本人が自筆で記入すること

修学生本人が自筆で記入すること

修学生本人が自筆で記入する欄

借入理由	借入理由については、修学生本人が自身の言葉で具体的に記述してください。																																																	
（借入理由の記入例） 我が家では弟が私立中学に通っており、私が高校に通うための学費を支払う経済的な余裕がないため、福祉系高校修学資金の借入れを希望します。在学中は介護福祉士資格取得に向けて努力を惜みず頑張りたいです。そして、資格取得後は千葉県内の介護施設に就職し、介護職員として働きたいと思っています。																																																		
生計中心者（例：父や母等）の昨年1年間の平均手取り月収を記入し、それ以外の者で収入がある者は、家計に生活費として納めている金額を記入してください。																																																		
世帯状況と収入	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>年齢</th> <th>職業（勤務元・学校）</th> <th>平均月収（手取り）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>社協 幸子</td> <td>本人</td> <td>〇〇歳</td> <td>学生（〇〇高校）</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>社協 太郎</td> <td>父</td> <td>〇〇歳</td> <td>会社員（〇〇株式会社）</td> <td>197,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>社協 花子</td> <td>母</td> <td>〇〇歳</td> <td>施設職員（（福）〇〇施設）</td> <td>170,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>社協 一郎</td> <td>弟</td> <td>〇〇歳</td> <td>中学（〇〇中学1年）</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>社協 和子</td> <td>祖母</td> <td>〇〇歳</td> <td>無職（※年金受給中）</td> <td>10,000円</td> <td>年金受給中</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	氏名	続柄	年齢	職業（勤務元・学校）	平均月収（手取り）	備考	1	社協 幸子	本人	〇〇歳	学生（〇〇高校）	0円		2	社協 太郎	父	〇〇歳	会社員（〇〇株式会社）	197,000円		3	社協 花子	母	〇〇歳	施設職員（（福）〇〇施設）	170,000円		4	社協 一郎	弟	〇〇歳	中学（〇〇中学1年）	0円		5	社協 和子	祖母	〇〇歳	無職（※年金受給中）	10,000円	年金受給中	6			歳		円	
No.	氏名	続柄	年齢	職業（勤務元・学校）	平均月収（手取り）	備考																																												
1	社協 幸子	本人	〇〇歳	学生（〇〇高校）	0円																																													
2	社協 太郎	父	〇〇歳	会社員（〇〇株式会社）	197,000円																																													
3	社協 花子	母	〇〇歳	施設職員（（福）〇〇施設）	170,000円																																													
4	社協 一郎	弟	〇〇歳	中学（〇〇中学1年）	0円																																													
5	社協 和子	祖母	〇〇歳	無職（※年金受給中）	10,000円	年金受給中																																												
6			歳		円																																													

修学生本人が自筆で記入する欄

連帯保証人が自筆で記入する欄

上記の申請に対し、連帯保証人は、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。また、私は記入した個人情報については、本制度に必要範囲で利用することに同意します。なお、卒業後の従事業務により福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の貸付契約へ移行することを予め同意します。

生計を一つにする者を記載してください。

申 込 日
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

連帯保証人	フリガナ	シャキョウ タロウ		男・女	生年月日	☒ 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ☐ 平成 (西暦 年) (〇〇歳)	
	氏名	社協 太郎				西暦と和暦を併記してください。 043-123-△△△△ 090-7890-□□□□	
	本人との関係	父					
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県A市B町1-2-3 △△マンション〇〇〇号室					
	勤務先等	〇〇株式会社					
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県D市E町1-2-3			電話	047 (888) ××××	
	年収(税込額)	3,600,000円		雇用形態	☒ 正規 ☐ 臨時 ☐ パート ☐ その他()		
	備考	「年収」はボーナスを含めた総支給額を記入してください。					

同 意 書

申請者が福祉系高校修学資金の貸付を申請することについて同意します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

親権者又は後見人
 住 所 千葉県A市B町1-2-3 △△
 氏 名 社協 花子
 申請者との続柄 母

社協

添付している書類に✓を入れてください。

親権者又は後見人が自筆で記入すること

親権者又は後見人が自筆で記入する欄

添付書類	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類	申請者本人	連帯保証人
☒ 住民票（※発行してから3か月以内のもの。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可）		◎	◎
☒ 個人情報の取り扱いについて		◎	◎
☐ 誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）		◎	
☒ 顔写真付き身分証明書の写し（パスポート、学生証等）		◎	◎
☒ 直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）			◎

親権者又は後見人が自筆で記入すること

「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「福祉系高校修学資金貸付事業」及び
「介護分野就職支援金貸付事業」の申込・利用にあたって

個人情報の取扱いについて

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

千葉県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 個人情報保護規程」および「千葉県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業、福祉系高校修学資金貸付事業及び介護分野就職支援金貸付事業（以下、本事業）においても各規程にのっとり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還の状況や就学・就業の状況等について正確に把握するとともに、適切な債権管理を目的に、本事業に必要な個人情報を取得し、本事業に必要な範囲で利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

なお、返還開始後において、連帯保証人に対して、住所及び電話番号等借受人等の個人情報を提供することがあります。

① 各介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修施設、福祉系高校

貸付の決定、貸付の停止、返還猶予・免除等について、借受人等（借入申込者、連帯保証人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

②業務従事先の社会福祉施設等

返還猶予・免除等に関わる業務従事の実事確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

③他の都道府県・市区町村社会福祉協議会および全国社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

④関係行政機関

借受人等の氏名、住所及び生年月日等に係る情報、収入額、所有額及び資産の保有状況に係る情報、納税に係る情報、生活保護、児童扶養手当等公的な扶助の受給状況、その他必要な情報を提供し、または提供を受けます。また、転居した場合の実事確認などのために転出入先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑤各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

⑥その他の関係機関

必要に応じて、貸付内容に関係する各機関に実事確認のために情報の提供をし、または提供を受けることがあります。

4 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合

- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理する情報システムについては、本会福祉人材確保・定着推進部福祉人材センター班長をシステム管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

なお、返還・免除が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還・免除が完了した年度の終了後10年が経過した時点で、破棄または削除します。

6 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7 本会職員等の義務について

本会の職員（職員であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情受付責任者：福祉人材確保・定着推進部長

苦情受付担当：福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班長

住所：千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階 電話：043-306-7571 FAX：043-306-7576

千葉県社会福祉協議会長様

令和 年 月 日

私は、千葉県社会福祉協議会の貸付資金申請に際し、上記「個人情報の取扱いについて」を承認のうえ同意します。

申請者	住所 氏名	印
連帯保証人	住所 氏名	印
法定代理人	住所 氏名	印
法定代理人	住所 氏名	印

※申請者、連帯保証人、法定代理人（申請者が未成年の場合のみ）各々について署名捺印し、期日を記入してください。

※申請者が未成年の場合には、法定代理人（両親ともに）の署名捺印の上、同意を得てください。

誓 約 書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、福祉系高校修学資金の貸付申請にあたり、福祉系高校修学資金貸付規程及び福祉系高校修学資金貸付運営要領に基づいて学業に専念し、卒業後は介護福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等において介護職員等の業務に従事するとともに、届出その他の業務についても誠実に履行することを誓約します。

また、万が一、貸付けを受けた修学資金の返還債務が生じた場合は、返還期限までに確実に返還いたします。

なお、連帯保証人は、借入申込者と連帯して返還の債務を負担いたします。

令和 年 月 日

(借入申込者)	住 所	_____
	電話番号	_____ — _____
	氏 名	_____ ⑩
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

(連帯保証人)	住 所	_____
	電話番号	_____ — _____
	氏 名	_____ ⑩
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

<借入申込者との関係： _____>

上記の内容について相違なく確認しました。

令和 年 月 日

高等学校名

代表者職氏名

⑩

第2号様式

(高等学校⇒県社協)

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

高等学校の所在地

電話 ()

高等学校の名称

高等学校の長の職及び氏名

印

下記の者は、福祉系高校修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

学科・課程・コース	
学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推 薦 理 由	
推 薦 順 位	位／人中

第3号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

住所・氏名・勤務先等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

〒 -

届出者 住 所

氏 名

㊞

福祉系高校修学資金の(借受人・連帯保証人)について次のとおり変更を届け出ます。

1 借受人(※福祉系高校修学資金の貸付けを受けた者)

貸 付 番 号			
新 旧 の 別		新	旧
住 所 及 び 電 話 番 号		〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
フリガナ			
氏 名		㊞	㊞
勤 務 先 等	名 称		
	所在地及び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -

2 連帯保証人

新 旧 の 別		新	旧
フリガナ			
氏 名		㊞	㊞
借受人との関係			
生 年 月 日		年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
住 所 及 び 電 話 番 号		〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
勤 務 先 等	名 称		
	所在地及び 電 話 番 号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
年 収		(税込み額) 円	(税込み額) 円
変 更 理 由			

※旧欄はすべて記入し、新欄には変更事項のみ記入のこと。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

第5号様式

(借受人⇒高等学校⇒県社協)

休 学 等 届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

届出者 住 所
 氏 名

㊞

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	休学 ・ 復学 ・ 転学 ・ 停学 ・ 退学 ・ 留年 ・ 辞退
貸 付 番 号	
修 学 生 の 氏 名	
届 出 者 と の 関 係	
高 等 学 校 名	
届 出 事 項 の 発 生 年 月 日	年 月 日
届 出 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

高等学校名
学校長名

㊞

第6号様式

(親族等 ⇒ (高等学校) ⇒ 県社協)

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

親族・連帯保証人 住 所 〒 -

氏 名 ⑩

(借受人との関係)

福祉系高校修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

貸 付 番 号		
死亡者の氏名		
高 等 学 校 名		
修 学 生 で あ っ た 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
就 業 等 の 状 況	所 在 地	
	名 称	
	期間	年 月から 年 月まで (年 箇 月)
死 亡 年 月 日	年 月 日	

※除籍証明書（又は死亡診断書の写）を添付すること。

業務従事届
(現況報告書・業務従事期間証明書)

令和 年 月 日

貸付番号			
住所及び連絡先	〒		
	電話 ()	／携帯電話 ()	
	E-mail	@	
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	☐ 就職・転退職 ☐ 定期報告（令和 年3月31日現在）											
業務従事先の法人名 施設・事業所名称												
	介護保険の事業所番号（認定コード）											
業務従事先の 所在地及び電話番号	〒 電話 ()											
施設・事業所種別												
分野	介護分野・障害福祉等福祉分野・その他 ()											
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで										
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他 ()										
	業務内容	介護業務・その他 ()										
	職種											
	休職期間等の 勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで										
	勤務中断理由											

* 休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。
* 「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者（管理者）の職氏名

(印)

※進学した場合は従事先の証明不要。進学先の学校の在籍証明書を添付すること。

表 面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

従 事 日 数 内 訳 書

令和 年 月 日

貸 付 番 号		
住 所 及 び 連 絡 先	〒 ー	
	電話 ()	／ 携帯電話 ()
	E-mail	@
フ リ ガ ナ	生 年 月 日	
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

業 務 従 事 先 の 法 人 名 施 設 ・ 事 業 所 名 称	〒 ー	
業 務 従 事 先 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号	電話 ()	

(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)

日 年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
年 4 月																																日
年 5 月																																日
年 6 月																																日
年 7 月																																日
年 8 月																																日
年 9 月																																日
年 10 月																																日
年 11 月																																日
年 12 月																																日
年 1 月																																日
年 2 月																																日
年 3 月																																日
日 年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計

日

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者(管理者)の職氏名

印

記入例

第7号様式

原則、毎年3月31日時点までの従事状況を、4月に本様式にて提出して頂きます。
尚、勤務先が変更になった場合は、勤務開始日から離職日までの従事期間をその都度提出してください。*パート・アルバイトの方のみ裏面もご記入ください。

業務従事届
(現況報告書・業務従事期間証明書)

ご自身でご記入ください。

令和 年 月 日

貸付番号	〇〇-F-〇〇〇〇		
住所及び連絡先	〒 ー		
	電話 ()	/ 携帯電話 ()	
	E-mail	@	
フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	年 月 日 (歳)		

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

お勤めの法人または施設の方に記入して頂いて下さい。

届出事由	☐ 就職・転退職 ☐ 定期報告（令和 年3月31日現在）	
業務従事先の法人名 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号（認定コード）	
業務従事先の 所在地及び電話番号	〒 ー 電話 ()	
施設・事業所種別	現職の場合「〇年〇月〇日から」を記入し、 「現在まで」に〇をつけてください。	
分野	介護分野・障害福祉分野・その他	
従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで	
雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他 ()	
業務内容		
職種		
休職期間等の 勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで	
勤務中断理由		

*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。
*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

枠内の従事内容をお勤めの施設などでご記載していただき、法人印又は施設印を押印して下さい。

*施設長の方の個人印(シャチハタなど)では証明となりません。

年 月 日

業務従事先の施設名
代表者（管理者）の職氏名

印

裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業

***パート・アルバイトの方のみご記入ください。**

従事日数内訳書

ご自身でご記入ください

令和 年 月 日

貸付番号	〒		—	
住所及び連絡先	電話 ()		／ 携帯電話 ()	
	E-mail			
フリガナ	ナ		生 年 月 日	
氏 名	氏 名		年 月 日 (歳)	

要押印

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

お勤めの法人または施設の方に記入して頂いてください。

業務従事先の法人名 設・事業所名称	〒																															—	
業務従事先の 在 地 及 び 電 話 番 号	電話 ()																																
(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)																																	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
年 4 月																																	日
年 5 月																																	日
年 6 月																																	日
年 7 月																																	日
年 8 月																																	日
年 9 月																																	日
年 10 月																																	日
年 11 月																																	日
年 12 月																																	日
年 1 月																																	日
年 2 月																																	日
年 3 月																																	日
年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
日																																	
*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。																											合計	日					

上記のとおり従事

法人印または施設印を押印してください。

***施設長の方の個人印(シャチハタなど)では証明となりません。**

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者(管理者)の職氏名

印

第8号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借 用 期 間	年 月 から	借 用 金 額	円
	年 月 まで (年 箇月)		
返 還 猶 予 を 求 め る 期 間	年 月 から	返 還 免 除 済 額	円
	年 月 まで (年 箇月)	返 還 猶 予 申 請 額	円
申 請 理 由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 進学 4 被災 5 心身の故障 6 その他 ()	理由発生年月 日	年 月 日
現 在 の 就 業 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 ー 電話 ()	
	名 称		
備 考			

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

記入例

第8号様式

(借受人⇒(高等学校))

- 1.資格登録して、指定の業務に従事している方
 - 2.福祉系高校に在学中の方
 - 3.福祉系高校を卒業し、進学された方
 - 4.被災された方
 - 5.疾病等により業務に従事出来ない方
 - 6.その他 介護福祉士に不合格だった方、求職活動中の方、出産・育児等で離職された方
- ★以上の方は申請が必要★

福祉系高校修学資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号	〇〇—F—〇〇〇〇		
住 所	〒 —		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

住所や氏名を変更された場合は、別途変更届(第3号様式)と住民票の提出が必要です。

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

入学日から卒業日まで

要押印

貸付金額

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借 用 金 額	円
返 還 猶 予 を 求 め る 期 間	資格登録後指定業務に従事→3 年 その他の理由→最大1年間の猶予が可能	返 還 済 額	0 円で記入する
		除 済 額	0 円で記入する
		申 請 額	円
申 請 理 由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 進学 4 被災 5 心身の故障 6 その他 ()	理由発生年月日	年 月 日
現 在 の 就 業 先	所在地及び 電 話 番 号 〒 — 名 称	電 話 ()	猶予開始初日
備 考			

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

第9号様式

(借受人⇒(高等学校)⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、次の理由により福祉系高校修学資金を返還します。

貸付番号			
フリガナ		生年月日	
借受人氏名	⑩	年 月 日	
返還事由			
借入金額	円		
返還方法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返還期間	年 月 日 ~		年 月 日
返還金額	初回	円、二回目以降 円	
借受人関係事項			
住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()		
現在の先	所在地	〒 -	
	名称		
	職種		

第10号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金 返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

福祉系高校修学資金貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借 用 金 額	円		返 還 済 額	円
返 還 猶 予 を 受 け た 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 ヶ月)		返 還 免 除 申 請 額	円
申 請 理 由	1 介護職員等の業務に従事 (3 年 ・ その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()		理由発生年月 日	年 月 日
現 在 の 就 業 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 ー 電話 ()		
	名 称			
備 考			就業月数	ヶ月

※申請理由を証する書類を添付すること。

申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届（第7号様式）を添付すること。

(借受人⇒高等学校⇒県社協)

令和 年 月 日

貸付番号	
申出の事由	1 口座の変更 2 その他（ ）
住 所	〒 ー
フリガナ	
氏 名	(印) 年 月 日（ 歳）

振込先	金融機関の名称			支店名					
	口座の種類			1 普通預金			2 当座預金		
	店番号			口座番号					
フリガナ									
口座名義人									

43

第36号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金
住所・氏名・勤務先等変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

〒 -
届出者 住 所
氏 名

印

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 借受人 (※福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを受けた者)

貸付番号		
新旧の別	新	旧
住所及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
フリガナ		
氏名	印	印
勤務先等	名称 所在地及び 電話番号	〒 - TEL () -

2 連帯保証人

新旧の別	新	旧
フリガナ		
氏名	印	印
借受人との関係		
生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
住所及び 電話番号	〒 - TEL () -	〒 - TEL () -
勤務先等	名称 所在地及び 電話番号	〒 - TEL () -
年 収	(税込み額) 円	(税込み額) 円
変更理由		

※旧欄はすべて記入し、新欄には変更事項のみ記入のこと。

※住民票等の変更事項を証する書類を添付のこと。

第 3 7 号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

(届出者)

貸付番号	
氏 名	⑩
住 所	〒 - -
電話番号	- - -
携帯番号	- - -

私は福祉系高校修学資金返還充当資金を借用中のところ、次の事由により借受けを辞退します。

辞 退 の 理 由	
理 由 発 生 日	年 月 日
貸付決定金額	円
辞 退 額	円
返 還 開 始 日	年 月 日より返還します。

第38号様式

(親族等 ⇒ 県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

親族・連帯保証人 住 所 〒 -

氏 名 ⑩

(借受人との関係)

福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

貸 付 番 号			
借受人の氏名			
就 業 等 の 状 況	所 在 地	〒 -	
	名 称		
	期 間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	
死 亡 年 月 日	年 月 日		

※除籍証明書（又は死亡診断書の写）を添付すること。

福祉系高校修学資金返還充当資金業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)

令和 年 月 日

貸付番号		
住所及び連絡先	〒 ー	
	電話 ()	/携帯電話 ()
	E-mail	@
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	Ⓔ	年 月 日 (歳)

下記のとおり指定施設等で指定の業務に従事して（いた・いる）ので、次のとおり届け出ます。

届出事由	☐ 就職・転退職 ☐ 定期報告（令和 年3月31日現在）									
業務従事先の法人名 施設・事業所名称	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）									
業務従事先の 所在地及び電話番号	〒 ー 電話 ()									
施設・事業所種別										
分野	介護分野を除く障害福祉等福祉分野・その他 ()									
従事内容	従事期間	年 月 日から 年 月 日までの 年 箇月間 / 現在まで								
	雇用形態	正職員・非常勤職員・パートまたはアルバイト・その他 ()								
	業務内容									
	職種									
	休職期間等の 勤務中断期間	年 月 日から 年 月 日まで								
	勤務中断理由									

*休職期間等の勤務中断期間は、返還免除に必要な業務従事期間に算入できません。
*「パートまたはアルバイト」として勤務した方は、必ず裏面の「従事日数内訳書」もあわせて御記入ください。

上記のとおり従事して（いた・いる）ことを証明いたします。

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者（管理者）の職氏名

印

裏面

パートまたはアルバイトとして勤務した方は、「従事日数内訳書」の記入が必要です。
同一期間内に複数の事業所で勤務した場合は、それぞれの事業所ごとに提出していただく必要があります。

従事日数内訳書

令和 年 月 日

貸付番号		
住所及び連絡先	〒 ー	
	電話 () / 携帯電話 ()	
	E-mail @	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	⑩	年 月 日 (歳)

下記のとおり、指定施設等においてパートまたはアルバイトとして介護業務等に従事しました。

業務従事先の法人名 施設・事業所名称		
業務従事先の 所在地及び電話番号	〒 ー 電話 ()	

(介護業務等に従事した日に○をつけてください。)

日 年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
年 1 月																																日
年 2 月																																日
年 3 月																																日
年 4 月																																日
年 5 月																																日
年 6 月																																日
年 7 月																																日
年 8 月																																日
年 9 月																																日
年 10 月																																日
年 11 月																																日
年 12 月																																日
日 年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

*この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設・事業所の出勤簿等の写しに代えることができます。

合計	日
----	---

上記のとおり従事して(いた・いる)ことを証明いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

業務従事先の施設名
代表者(管理者)の職氏名

印

第40号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	借 用 金 額	円
		返 還 済 額	円
返 還 猶 予 を 求 め る 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返 還 免 除 済 額	円
		返 還 猶 予 申 請 額	円
申 請 理 由	1 指定の業務に従事 2 在学中 3 被災 4 心身の故障 5 その他 ()	理由発生年月 日	年 月 日
現 在 の 就 業 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 ー 電話 ()	
	名 称		
備 考			

※猶予申請理由を証する書類を添付すること。

第 4 1 号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金返還届

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

私は、次の理由により福祉系高校修学資金返還充当資金を返還します。

貸 付 番 号			
フリガナ		生 年 月 日	
借 受 人 氏 名		⑩	年 月 日
返 還 事 由			
借 用 金 額	円		
返 還 方 法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返 還 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
返 還 金 額	初回以降 円、最終回 円		
借 受 人 関 係 事 項			
住所及び電話番号		〒 - 電話番号 ()	
現 在 業 の 先 就	所在地	〒 -	
	名 称		
	職 種		

第42号様式

(借受人⇒県社協)

福祉系高校修学資金返還充当資金 返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 ー		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	(印)	年 月 日 (歳)	

介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定により、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借 用 金 額	円		返 還 済 額	円
返 還 猶 予 を 受 け た 期 間	年 月 から 年 月 まで (年 ヶ月)		返 還 免 除 申 請 額	円
申 請 理 由	1 返還免除対象業務に従事 (3年 ・ その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他 ()		理由発生年月 日	年 月 日
現 在 の 就 業 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 ー 電話 ()		
	名 称			
備 考			就業月数	ヶ月

※申請理由を証する書類を添付すること。

申請理由1の場合は、直近の勤務先における業務従事届（第39号様式）を添付すること。